

少年非行の概要 (2019年 犯罪白書2020年版より)

2020年12月29日作成

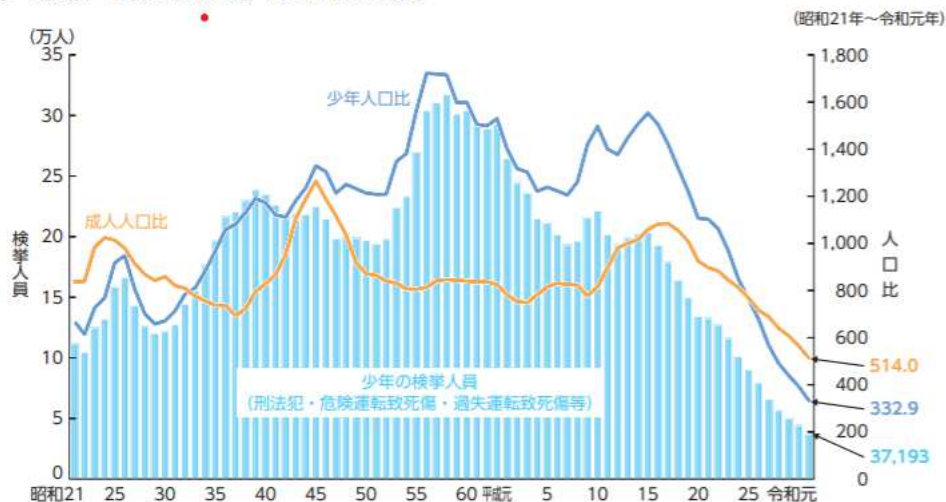
1 少年刑法犯の検挙人員

少年非行の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年刑法犯の検挙人員をまとめた図1をみよう。

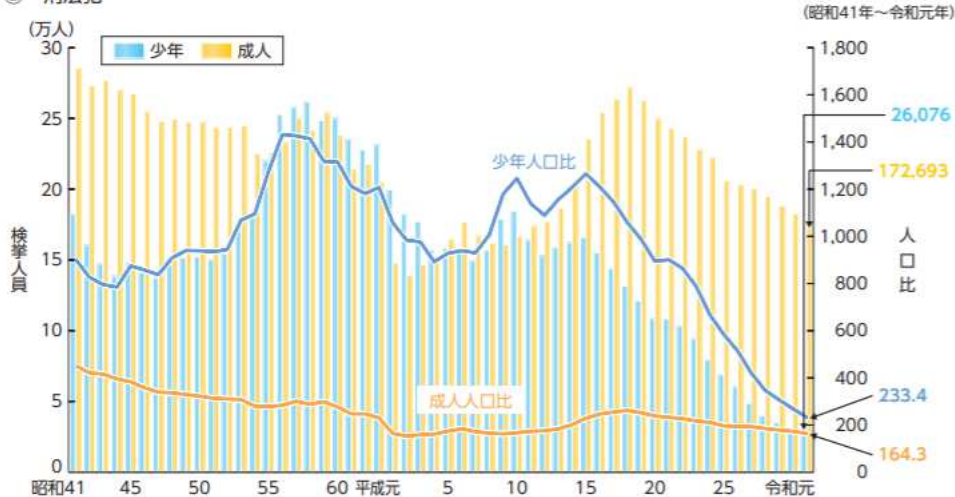
図1 (犯罪白書 2020年版 3-1-1-1 図) 少年刑法犯等検挙人員・人口比の推移

3-1-1-1 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



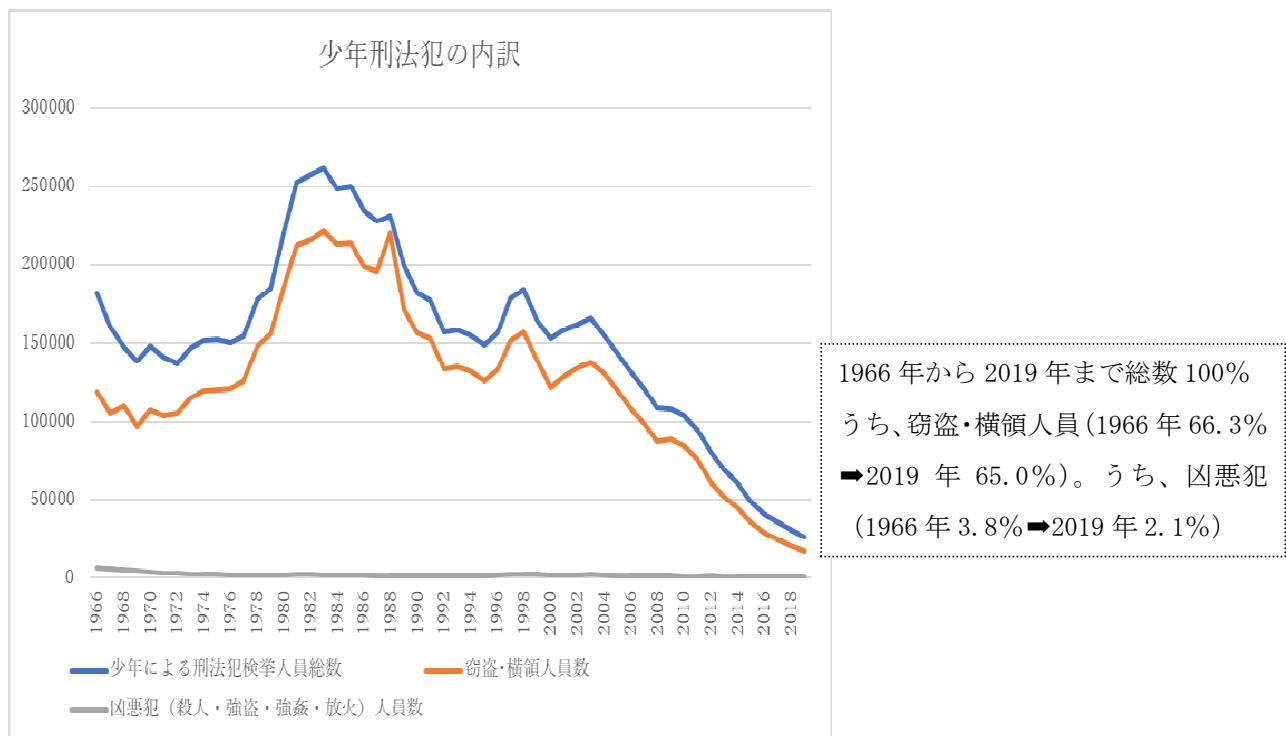
注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

2 少年刑法犯の内訳

- ・少年非行の大部分は窃盗・横領・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳 (暦年の犯罪白書より作成・・・ただし 2015年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた)

【※凶悪犯=殺人・強盗・強姦(強制性交)・放火(未遂含む)】



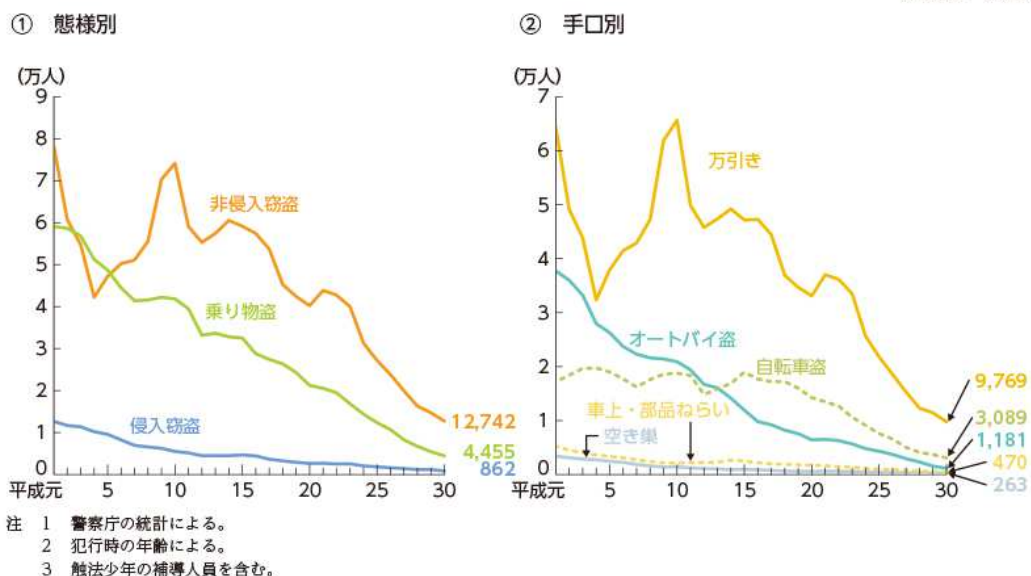
少年刑法犯に占める凶悪犯の割合(1966年3.8%→2017年1.8%、2019年2.1%とやや高まっている)である。窃盗・横領(ほぼ占有離脱物横領)の割合は(1966年66.3%→2017年67.8%)である。窃盗・横領の比率は2010年まで80%超えがずっと続いていたし、凶悪犯も2006年から2011年まで1%以下が続いた。このところ、窃盗・横領の比率が従前に比し減り凶悪犯の比率がやや増えて入る。少年刑法犯検挙人員全体が大きく減少しているなか、そのような減少が見られると考えられる。しかし依然7割近くが窃盗・横領であり、少年刑法犯検挙人員は、依然として窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右されることがわかる。

図3 (犯罪白書(2019年版2-2-1-10図)のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

図3

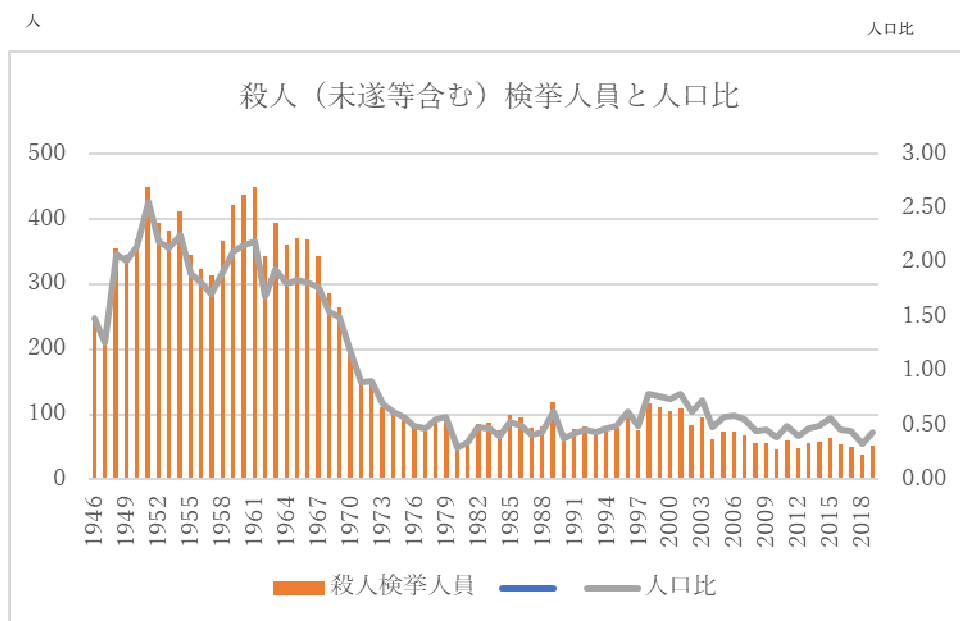
2-2-1-10図 少年による窃盗 検挙人員の推移（態様別，手口別）

（平成元年～30年）



3 凶悪化はあるのか

図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



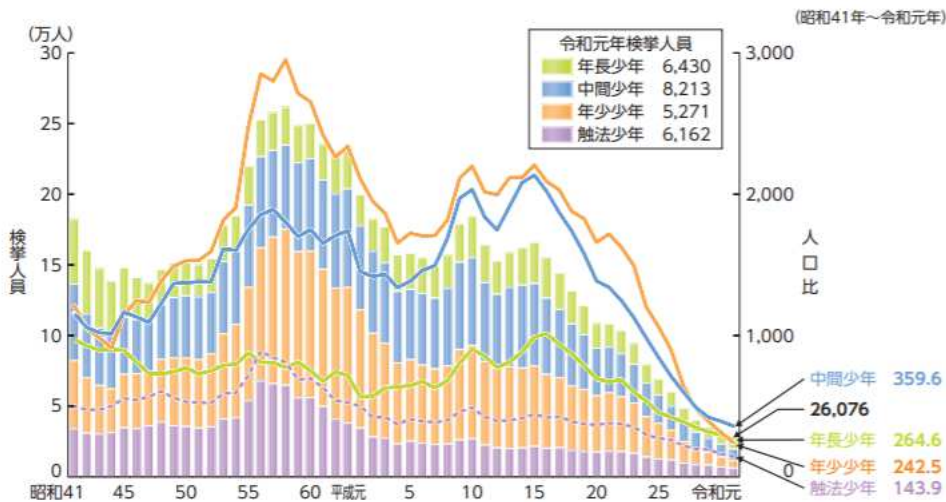
4 低年齢化はあるのか

(1) 一般刑法犯の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、下記図7も参照のこと

図5（犯罪白書 2020年版 3-1-1-2図）

3-1-1-2図 少年による刑事犯 検挙人員・人口比の推移 (年齢層別)



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑事犯検挙(補導)人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

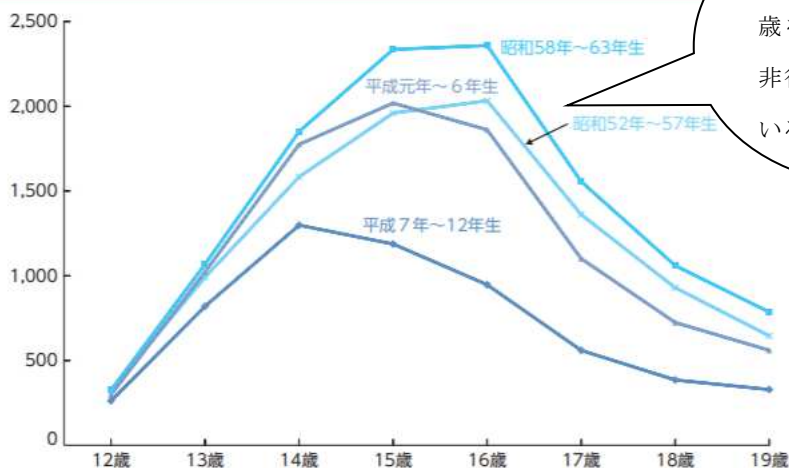
(2) 非行のピーク

非行のピークは、以前は14歳だった。だが近年はそのピークがずれてきており、16歳がピークになったことがあった(図6)が、再び最新データでは14歳がピーク(図6 犯罪白書 2020年版 3-1-1-3図)。1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに(犯罪白書 2020年版の 3-1-1-5図(図7))。ただしこの図には触法少年が入っていない。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが、依然高校生がトップ(図7)

しかし、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている(図6)。

図6

3-1-1-3図 少年による刑事犯 非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
 4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑事犯検挙(補導)人員をいう。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

図7

(令和元年)



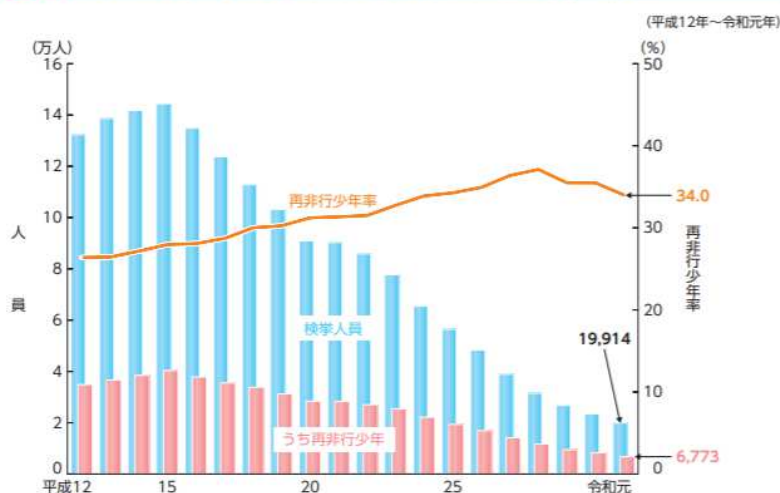
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。

5 再非行率、再入院率等は？

(1) 検挙人員に占める再非行少年の人員・比率

図8 犯罪白書 2020年版図 5-2-5-1 図より

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年を言う。
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率である。

・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたことがあるが、少年全体の再犯率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しているから再非行の少年の割合が増えているだけである。ただ、ここ数年はその比率が若干低まっている。

(2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法 24 条の保護処分としての保護観察（1号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2号観察）の2種である。

図9 犯罪白書 2020年版 5-2-5-5 表より

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

(平成22年～令和元年)

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容								
			懲 役・禁 錮			罰 金			少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通				
22年	16,552	17.1	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.1	7.4	0.2	
23	16,067	16.8	0.1	—	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1	
24	15,614	18.8	0.2	—	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1	
25	14,333	17.6	0.1	—	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1	
26	13,782	16.4	0.2	—	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1	
27	13,213	17.1	0.2	—	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1	
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1	
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2	
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2	
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2	

② 少年院仮退院者

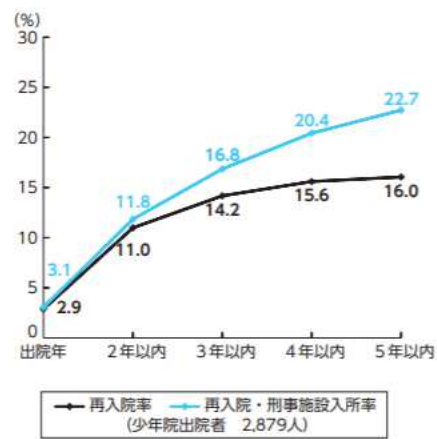
年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容								
			懲 役・禁 錮			罰 金			少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通				
22年	4,020	21.0	0.2	—	0.3	0.1	0.7	14.0	5.7	0.1	
23	3,882	18.9	0.2	—	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1	
24	3,681	23.1	0.1	—	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	—	
25	3,354	21.2	0.2	—	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1	
26	3,312	20.8	0.3	—	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—	
27	3,250	20.4	0.1	—	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1	
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2	
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1	
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3	
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1	

注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。起訴猶予については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の分類は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条）に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。交通関係4法令違反及び道路運送法違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

(2) 少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

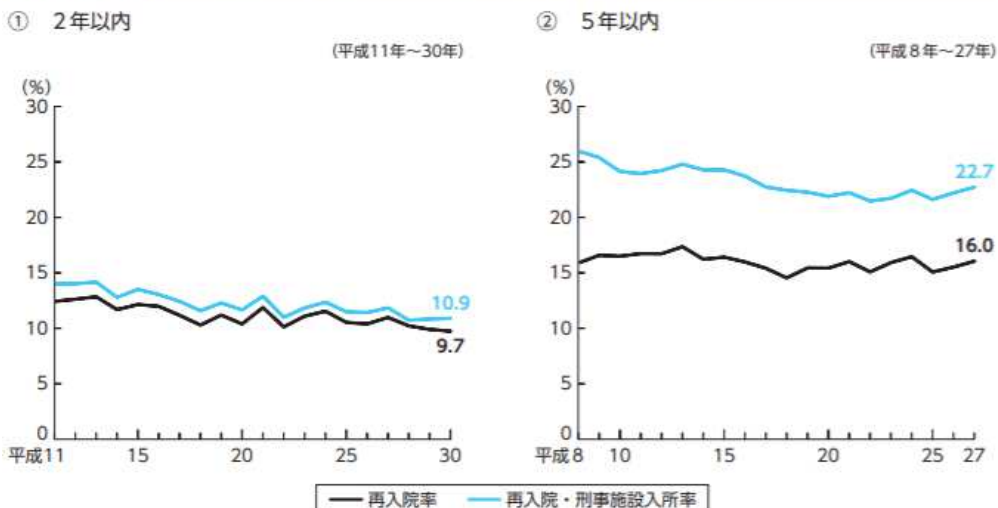
(平成27年)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法行政部資料による。
 2 「再入院率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

図10 2年以内、5年以内の上記（犯罪白書 2020年版 5-2-5-4 図より）

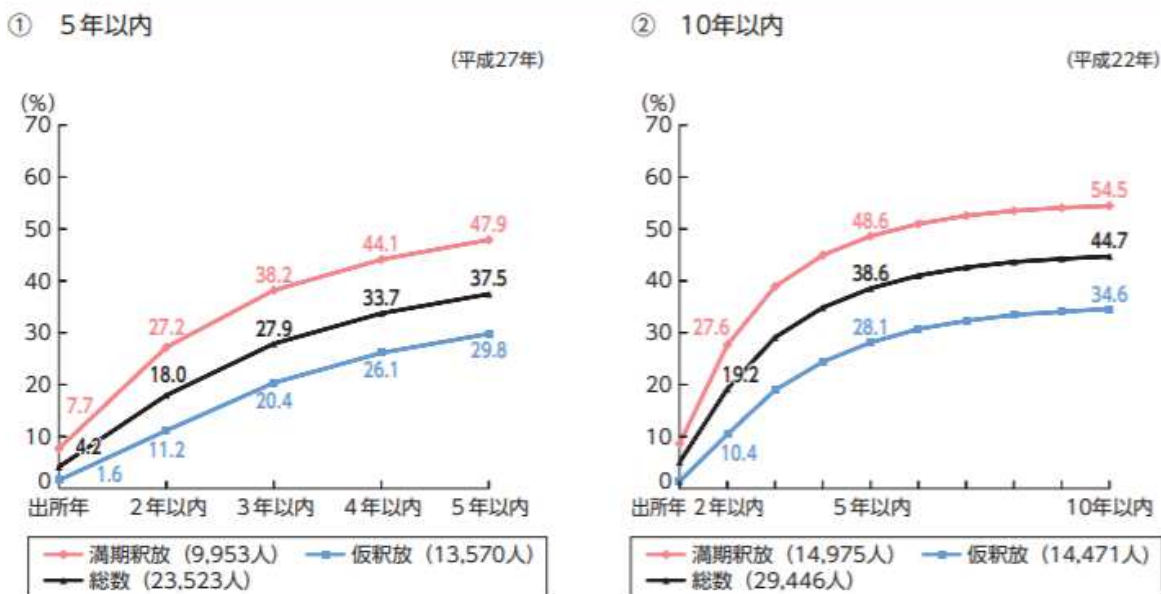
5-2-5-4 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

【参考】刑務所出所者の再入率（犯罪白書 2020年版より）

5-2-3-6 出所受刑者の出所事由別再入率



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成27年の、②では22年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。